

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童相談所及び市町村に対する警察からの児童虐待通告等の
実態把握のための調査研究

株式会社野村総合研究所

わが国における児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、厚生労働省の公表データによれば、平成 28 年度には 12 万件を超えるに至った。中でも、ここ数年は児童の眼前で保護者が配偶者に暴力を振るう「面前 DV」を中心に、警察からの通告が大きな増加要因となっており、通告を受けた児童相談所の業務負荷も急速に高まっている状況にある。

このような状況から、本調査研究では児童虐待に関する相談のうち、警察からの通告がどの程度存在するのか、そしてそれらに対して通告を受けた機関はどのように対応をしているのかの実態を定量的・定性的に把握することを試みた。

児童虐待への対応実態を把握するために、本調査研究では児童虐待相談対応の主体である児童相談所及び市区町村に対して、郵送によるアンケート調査を行った。調査票には相談対応件数を機関単位で定量的に把握する基本調査とともに、警察から通告を受けて相談対応を行った個別の「面前 DV」相談を取り上げたケース調査を組み込むことにより、個別事例に関する質的調査の要素を取り入れた。

全国の市区町村及び児童相談所に対して郵送での調査を行い、市区町村から 1,175 (有効回答率：67%)、児童相談所から 181 (有効回答率：87%) の回答を得た。

調査設計や分析は、児童虐待相談対応の有識者との議論を踏まえて行い、報告書にとりまとめた。

特徴的な結果として、以下のようなことが得られた。

児童相談所においては警察からの面前 DV 通告の増加が主な要因で、児童虐待相談対応の件数も増加している。さらに専門職 1 人当たりの対応件数に着目すると児童相談所の職員は市区町村の職員のおよそ 2 倍の対応件数となっており、警察からの面前 DV 通告の増加が児童相談所の専門職の業務負担増に繋がっている可能性が示された。

しかしながら、面前 DV 相談の内容を見てみると、児童相談所に通告が入ってはいるものの、案件の重症度としては軽度なものがほとんどを占めているのが実態であることが明らかになった。

市区町村における面前 DV に着目すると、警察からの面前 DV 通告件数は児童相談所と比べて少ないが、警察以外からの通告では心理的虐待及び面前 DV は一定数存在している。さらに、このような心理的虐待への対応として、各市区町村が保有している他の事業と連携をしながら、虐待相談対応を実施している市区町村も見受けられる。この観点からは、児童だけでなく親子・家庭を総合的に支援できる事業を保有する市区町村の強みであるとも言える。

加えて、市区町村が対応する心理的虐待相談の中でも、重症度が高いケースや複数回目の通告であるケースなどでは、児童相談所送致などの援助が実施されており、市区町村では各ケースの実態に則した対応がなされていると言える。

このような児童相談所と市区町村のそれぞれの実態を踏まえて、警察から通告される面前 DV 通告に対しての適切な役割分担のあり方を検討していく必要があると考えられる。